

あやがわちようりつがっこう たんまつかつよう
綾川町立学校『タブレット端末活用のルール』について

令和4年1月
綾川町教育委員会

がくしゅうないよう りかい ゆた まな たんまつ い か
学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末(以下「タブレット」という。)を上手に活用していくことが有効です。タブレットは、みなさんの学習を手伝いする道具です。家でも学校と同じような学習ができること、家庭学習に役立つことに加え、休業時や非常時にも活用ができます。

しかし、たいへんべんり どうぐ しんぱい
しかし、大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、次のような『タブレット端末活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、タブレットを「安全・安心・快適」に活用していきましょう。

1 目的

がっこう か だ ほんにん がくしゅうかつどう つか もくてき がくしゅうかつどう かか
・学校で貸し出すタブレットは、本人が学習活動に使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

2 使用するときの注意点

- がっこう かていいがい しょう
・学校と家庭以外では使用しません。
- とうげこうちゅう だ
・登下校中は、かばんからタブレットを出しません。
- しょうまえ しょうご てゆび あら
・タブレットの使用前と使用後には、せっけんで手指をしっかりと洗います。
- も はし ゆか お
・持ったまま走ったり、床に置いたりしません。
- した お そこ い
・かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。
- うえ もの お
・タブレットの上に物を置いたりしません。
- しっけ おお つか にっこう した ちか お
・湿気の多いところでは使いません。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- えんぴつ がめん らくが じしゃく ちか ぜったい
・鉛筆やペンで画面にふれたり、落書きしたり、磁石を近づけたりすることなどは絶対にしません。

3 学校で使う場合

- がっこう つか せんせい し じ き
・学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- やす じかん ほうかご つか せんせい いがい つか
・休み時間や放課後に使うときも、先生がみとめたこと以外に使いません。

4 家庭で使う場合

- しょう じかん いえ ひと はな あ ちようじかんしょう こま きゅう つか
・使用する時間は、家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。
- ね じかんまえ あと つか
・寝る1時間前から後は使いません。
- じたく も かえ あと がっこう も じたく じゅうぶん じゅうでん ちようき
・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅で十分に充電をしておきます。(長期

きゅうぎょう ばあい
休業の場合のみ)

5 保管

- ・学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- ・家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いておきます。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落として壊したり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。

6 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

7 安全な使用

- ・インターネットの接続には制限がかけられていますが、もしも、あやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じ、先生や家の人に知らせます。

8 個人情報など

- ・タブレットを他の人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報(名前、住所、顔写真や電話番号など)はインターネット上に絶対に出しません。
- ・相手をきずつけたり、相手にいやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ・各機能やサービスを利用するためのアカウントは、各個人に配付されています。アカウント、パスワードなど他人にわからないように厳重に保管します。
- ・アカウントやパスワードは、絶対に他の人に教えません。

9 カメラでの撮影

- ・先生が許可した場面以外でカメラは使いません。
- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

10 データの保存

- ・タブレットでのデータ作成やインターネットからのデータ取込みは、学習活動で必要なものだけとします。

11 不具合や故障

- ・家庭で壊れたり、なくしたりした時は学校に連絡します。(土日・祝日は除く)
- ・学校の教育活動で破損した場合は、原則、町費で修理・交換をしますが、ルールを守らず使用して破損した場合などには、保護者の負担をお願いしなければならないことがあります。
- ・家庭で故障、破損・紛失等の際、理由によっては、保護者が修理代を負担しなければなりません。

ません。

12 使用の制限

- 綾川町『タブレット端末活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。

タブレット端末やアプリに関する電話問い合わせ窓口

NEC「学校ICT総合サポート」

0120-37-8604(固定電話から)

050-2018-8455(携帯電話から・通話料金がかかります。)

受付時間:平日9:00~18:00(土日祝日および年末年始12/29~1/3を除く)

対応言語:日本語のみ

お問い合わせの流れ

- ①最初に自動応答音声がかかりますので、希望する窓口番号を入力してください。
- ②【自治体名】【学校名】【問い合わせ者区分(児童・生徒)】【お名前】をお伝えください。
- ③【契約内容】を問われますので、【N5】とお答えください。
- ④【質問内容】をお伝えください。

時間外に問い合わせる場合

留守番電話になりますので、【自治体名】【学校名】【問い合わせ者区分(児童・生徒)】【お名前】【質問内容】および【契約内容・N5】【連絡先のお電話番号】を録音してください。
翌営業日以降に折り返しお電話があります。

FAX問い合わせ窓口:03-6685-2253

受付時間:24時間365日

回答目安:受付後5営業日以内(土日祝日および年末年始12/29~1/3を除く)

対応言語:日本語のみ

お問い合わせの流れ

- ①【自治体名】【学校名】【問い合わせ者区分(児童・生徒)】【お名前】【質問内容】および【契約内容・N5】【連絡先のFAX番号】を必ず記入してください。

※記入もれがある場合、回答できないときがあります。

回答目安をすぎても連絡がない場合は、お手数をおかけしますが、再度ご連絡をお願いします。

持ち帰りタブレット端末家庭活用ガイドライン

令和4年1月
綾川町教育委員会

- 1 長期休業や非常時における家庭での学習は、今後ますます重要になってきます。家庭での学習の機会の提供に向け、タブレット端末（以下「タブレット」という。）を持ち帰り、家庭での学習に活用できるよう、その際に必要なルールを示します。
- 2 家庭での学習を行うためには、タブレットに加え回線（インターネット接続環境）が必要です。
 - 1) タブレット端末
 - ・普通教室用タブレットの貸し出しのため、「タブレット端末貸出申請書兼同意書」を提出してください。
 - 2) 回線：無線（Wi-Fi）・携帯通信（LTE）・有線など、インターネットの利用ができる接続手段
 - ・家庭の無線（Wi-Fi）環境への接続は、保護者が行ってください。
 - ・Wi-Fi 環境がない場合は、ご家庭で整えていただく必要があります。その際は、「綾川町情報機器購入費補助金」制度をご利用ください。
 - ・携帯通信（LTE）では利用に際しパケット量が多く発生するので注意してください。
 - ・回線使用料は保護者負担となります。
- 3 貸し出されたタブレットの家庭での利用における注意事項
利用者は、以下の事項を遵守してください。
 - 1) タブレットの回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
 - 2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせてください。
 - 3) タブレットのそばでの飲食は禁止とします。（タブレットを机の上に置いたままその机で飲食をするなど）
 - 4) 各機能やサービスを利用するためのアカウントは、一人ひとりに配付されています。ユーザーID とパスワードは、各家庭で厳重に保管し、決して他人には教えないでください。
 - 5) 持ち帰ったタブレットは、自宅で充電してください。（長期休業の場合のみ）
 - 6) タブレットは自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意してください。
※破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰いでください。
※本人や保護者以外の小さな兄弟姉妹が触れることのないよう注意してください。
 - 7) タブレット利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告してください。
 - 8) USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用は禁止します。
 - 9) 学校から指示のないファイルのダウンロード・ソフトウェアインストールは禁止します。
 - 10) インターネットの接続には制限をかけていますが、学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込みや写真・動画・文書の配信は禁止します。
 - 11) 学校などのシステムを調べたり侵入したりする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは禁止します。
- 4 その他
 - ・本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議し決定します。

- ・学校の教育活動で破損した場合は、原則、町費で修理・交換をしますが、ルールを守らず使用して破損した場合などには、保護者の負担をお願いしなければならないことがあります。
- ・家庭で故障、破損・紛失等の際、理由によっては、保護者が修理代を負担しなければなりません。

タブレット端末やアプリに関する電話問い合わせ窓口

NEC「学校 ICT 総合サポート」

電話 0120-37-8604(固定電話から)

電話 050-2018-8455(携帯電話から・通話料金がかかります。)

受付時間:平日 9:00~18:00(土日祝日および年末年始 12/29~1/3 を除く)

対応言語:日本語のみ

お問い合わせの流れ

- ①最初に自動応答音声流れますので、希望する窓口番号を入力してください。
- ②【自治体名】【学校名】【お問い合わせ者区分(保護者)】【お名前】をお伝えください。
- ③【契約内容】を問われますので、【N5】とお答えください。
- ④【質問内容】をお伝えください。

時間外に問い合わせる場合

留守番電話になりますので、【自治体名】【学校名】【お問い合わせ者区分(保護者)】【お名前】【契約内容・N5】および【質問内容】【連絡先のお電話番号】を録音してください。翌営業日以降に折り返しお電話があります。

FAX 問い合わせ窓口 : 03-6685-2253

受付時間:24 時間 365 日

回答目安:受付後 5 営業日以内(土日祝日および年末年始 12/29~1/3 を除く)

対応言語:日本語のみ

お問い合わせの流れ

- ①【自治体名】【学校名】【お問い合わせ者区分(保護者)】【お名前】【質問内容】および【契約内容・N5】【連絡先の FAX 番号】を必ず記入してください。

※記入もれがある場合、回答できないときがあります。

回答目安をすぎても連絡がない場合は、お手数をおかけしますが、再度ご連絡をお願いします。